

高知市団体旅行客誘致促進給付金（事業概要）

背景・概要

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減少している本市への旅行客の増加により、本市の観光関連事業者の需要を喚起するため、本市の区域内に存する宿泊施設での宿泊を伴う募集型企画旅行を企画及び販売する事業者に対し、**1人泊あたり5,000円**の給付金を給付するもの。

対象期間

令和3年**11月19日**（金）から令和4年**2月14日**（月）までに行われる旅行

申請受付期間

申請については、10月1日から第一次申請受付を行います。また、第一次申請受付の結果、予算に余剰が生じた場合などに第二次申請受付を実施することがあります。

第一次申請受付：令和3年10月1日（金）から10月7日（木）17時まで（必着）

申請書及び関係書類一式を、メールにより提出してください。

※締切日（10月7日）時点の申請に基づき、給付金額を決定します。

※給付申請額の総計が、予算額を超える場合は、提出いただいた送客実績等を参考にして各社への給付金額を決定します。

※給付決定通知は、10月8日以降速やかにメールで送付いたします。

第二次申請受付：令和3年10月12日（火）から11月1日（月）17時まで（必着）

※第一次申請期間に給付申請を行い、既に給付決定を受けた事業者も再度申請することが可能です。

※第二次申請受付に関する情報は、10月12日から高知市公式ホームページにおいて公開する予定です。

対象ツアー

- ① 感染状況に関わらず、感染リスクを避けた安心安全の旅行にするために、感染防止対策を徹底したツアーであること。
（例：新型コロナワクチン接種証明（記録）の活用や、PCR検査などの陰性証明を条件等するなど感染防止対策が徹底されているものが考えられますが、必ずワクチン接種証明やPCR検査等を義務付けるものではありません。）なお、ワクチン・検査パッケージなど、国による都道府県をまたぐ移動をする際のガイドライン等が公表された際には、それらを遵守したツアーであることを条件とします。
- ② 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて宿泊事業を営む施設に宿泊すること。なお、実施する募集型企画旅行において、異なる3施設以上の宿泊施設を利用するものであること。
- ③ 新聞折り込み、新聞広告、パンフレット、チラシ、WEB広告等を利用して募集の広告を行うものであること。また、当該広告に当給付金を受けて実施していることを明らかにすること。
- ④ 原則として添乗員が同行し、1行程あたりの宿泊人員が8名以上であること。
- ⑤ 政治的活動若しくは宗教的活動又はコンベンション（各種大会・会議・セミナー・スポーツ大会・シンポジウムなど）への参加を目的とするものでないこと。

給付金額

令和3年11月19日～
令和4年2月14日の目標人泊数

給付金額

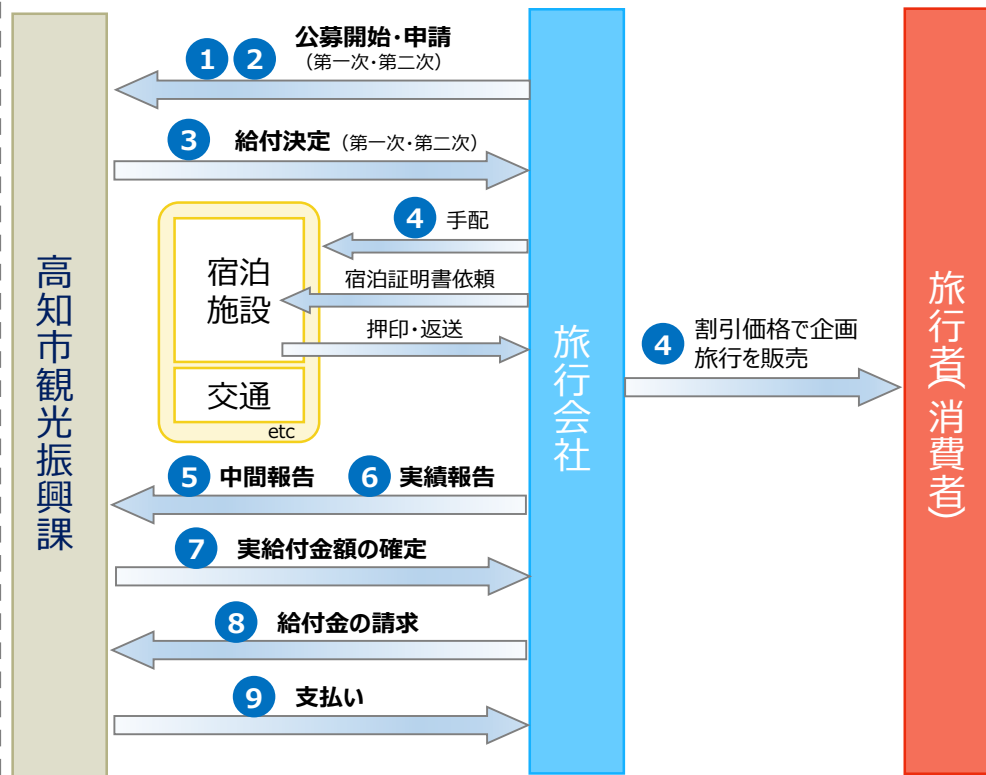
$$\boxed{} \text{人泊} \times 5,000 \text{円} = \boxed{} \text{円}$$

↳ 100人泊以上～

給付対象者

旅行業法第3条の規定に基づく旅行業の登録を受けた旅行業者。

スキーム



高知市団体旅行客誘致促進給付金(事業の流れ)

申請等の流れ

令和3年10月1日

1 公募開始

2 第一次申請受付

10月1日～7日

【提出書類】

- ✓ 給付申請書(様式第1号)※1
- ✓ 令和元年度送客実績明細書(別紙1)
- ✓ 令和2年度送客実績明細書(別紙2)
- ✓ 令和3年度事業計画書(別紙3)

10月8日以降

3 第一次給付決定

2 第二次申請受付

10月12日
～11月1日

【提出書類】

上記と同様

11月2日以降

3 第二次給付決定

第一次申請受付の結果、予算の余剰が生じた場合などに実施

4 事業期間

商品造成・PR・販売・送客

11月19日～令和4年2月14日

令和4年1月4日～1月14日

5 中間報告

【提出書類】

- 11月19日から12月31日までの中間報告
- ✓ 中間報告書(様式第4号)

6 事業報告

【締切厳守】
令和4年2月25日

【提出書類】

11月19日から2月14日までの実績報告

- ✓ 実績報告書(様式第5号)
- ✓ 宿泊利用証明書(別紙4)

7 給付金額の確定

8 給付金の請求

【提出書類】

- ✓ 給付請求書(様式第7号)※1
- ✓ 口座振替申出書兼委任状

9 支払い

お問合せ先・提出先

高知市商工観光部観光振興課

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号(第二庁舎2階)

TEL: 088-823-9457

FAX: 088-823-9415

E-mail: kc-150300@city.kochi.lg.jp

※電話及び来庁受付時間: 午前8時30分から午後5時15分(平日のみ)